4　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第３項の告示で定める基準は、当該自動車が衝突、追突等により衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次の各号に掲げる装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一　（略）

二　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置又はこれに準ずる性能を有する燃料装置

三・四　（略）

5・6　（略）

（非常口）

第192条　非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第26条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～六　（略）

七　非常口の付近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。

図　（略）

八　非常口付近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、第５号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第２号、第３号又は第４号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

九　幼児専用車の非常口は、保護者用座席の付近に設けられていること。ただし、保護者用座席から非常口へ至ることのできる通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。

2・3　（略）

（窓ガラス）

第195条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラスに関し、保安基準第29条第１項の告示で定める基準に適合する安全ガラスは、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラス－プラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。）（協定規則第43号改訂版補足第５改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。次項及び第３項において「前面ガラス等」という。）とする。この場合において、保安基準第29条第１項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

2～4　（略）

5　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置

4　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第３項の告示で定める基準は、当該自動車が衝突、追突等により衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次の各号に掲げる装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一　（略）

（新設）

二・三　（略）

5・6　（略）

（非常口）

第192条　非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第26条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～六　（略）

七　非常口の附近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。

図　（略）

八　非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、第５号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第２号、第３号又は第４号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

（新設）

2・3　（略）

（窓ガラス）

第195条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラス（協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。次項及び第３項において「前面ガラス等」という。）に関し、保安基準第29条第１項の告示で定める基準は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラス－プラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。）（協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の規則１.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）とする。この場合において、保安基準第29条第１項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

2～4　（略）

5　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　車室内に備えるはり付けの後写鏡及び後方等確認装置